

季刊誌
**ASU
NET**

**2019年秋
No.14**

特集 これからの活動を語る

NPO法人働き方ASU-NET

Activist, Support, Union

季刊誌ASUNET 2019年秋 No.14

目 次

特集 特集 これからの活動を語る

▽ASUNETの活動について思うこと	脇田 滋	1
▽森岡孝二先生追悼のつどい、盛大に開かれる	岩城 穰	7
▽ヤマハ英語講師ユニオンの活動にご注目ください！	清水亮宏	9
▽関西大学不当解雇撤回裁判	垣見 崇	11
▽今年の「最賃」の特徴一格差拡大止めた地方審議	川西玲子	12
▽経済政策としての大学改革	中野裕史	14
▽自己紹介	西川翔大	15
▽価値観が変わる	松浦 章	16
▽～労働相談の現場から【14】～ ともに挑む、ユニオン	北出 茂	17
▽労働相談ダイアル（わかもの労働相談）		22
▽心に移りゆくよしなしごと【14】～2019秋～	健康法師	23
▽働き方ASUNET 第30回つどいご案内		25
▽新刊紹介・雑誌記事紹介・集会情報		26
▽編集後記		26

ASUNETの活動について思うこと

脇田 滋

「連続エッセイ」担当から始める

昨年8月、突然、ASUNETの中心であつた森岡孝二さんが亡くなれました。その結果、ASUNETの活動は、事実上、森岡さん追悼の取り組み以外は、ほぼ中断状態になっていました。2019年に入つてASUNET独自の活動をどのように再開するかが課題となり、私にASUNET活動への参加打診がありました。そして、6月14日のASUNET総会で、岩城穰弁護士とともに私が共同代表になりました。

ASUNETの興味深い活動は知っていましたので、「森岡孝二さんの幅広い社会活動の一部でも、私なりに引き継げることができれば」という思いから引き受けました。ただ、

正直のところASUNETに直接参加した経験はほとんどありません。最初、「『共同代表』と急に言われても何をしたら良いのか」と思いました。そして、ASUNETブログの「森岡孝二の連続エッセイ」欄を引き継ぐということに心が引かれました。

連続エッセイは、森岡さんが時々問題をどう考えているかが分かり、しばしば参照していました。自分なりの考えをネットで発信できることに、緊張とともに、やり甲斐を感じます。早速、「脇田滋の連続エッセイ」という欄を作ってもらいました。月に2、3回程度を目標に働き方関連のテーマを中心にエッセイを書き始めました。第1回(2019-3-26)から第20回(2019-8-31)までの題目は次頁の表通りです。

森岡孝二さんは、経済分野での教育、研究と、株主オンブズマンや過労死防止など、社会運動でも幅

広い活動をされました。総計348回のエッセイで取り上げられたテーマは実に広範囲にわたっていました。それぞれが時宜にかなつたものとして、多くの市民、活動家、マスコミ関係者、研究者から愛読されました。私は、労働法分野、とくに「非正規雇用」が研究テーマです。しかし、これまで書いたエッセイは、森岡さんを引き継ぐ形で半数近くが長時間労働や働き過ぎの問題をテーマにしています。

Twitterで情報の入手と発信

初めは、数週間ごとにエッセイを書けば良いと思っていました。しかし、実際にブログを書き始めてみると、「注目ニュース」「情報室」など「エッセイ」以外の欄も、森岡さん自身が書かれていたことが分かりました。エッセイを書くためにも新たなニュース動向のチェックが必要です。私も、毎日、「注目ニュース」欄を追加

脇田滋の連続エッセイ(第1回～第20回)	
第1回(3.26)	働く人のより良い環境の実現を目指して
第2回(3.30)	元気を取り戻してきた韓国の労働組合
第3回(4.06)	最低賃金引上げと全国一律制導入に向けて
第4回(4.13)	「働き方改革法」施行 1日8時間労働を原則に
第5回(4.20)	働き方改革法「36協定」は「制度疲労」状態
第6回(4.27)	働き方改革法年5日の年休時季指定義務化について
第7回(5.01)	5月1日は「労働尊重」社会実現を目指す「レイバー」の日
第8回(5.09)	本来の働き方改革公正な権利としての長期休暇実現を
第9回(5.18)	欧州司法裁判所が画期的判決。企業には全労働時間を客観的に把握・記録する義務あり！
第10回(5.31)	労働時間短縮には業務量に見合う人員増が必要
第11回(6.22)	KBS 労組「無期雇用化闘争パンフ」を読んで
第12回(7.08)	正規・非正規雇用の平等を求める外国の労働法制
第13回(8.02)	「労働者分断」を乗り越えてきた韓国労働運動(上)
第14回(8.02)	「労働者分断」を乗り越えてきた韓国労働運動(下)
第15回(8.17)	派遣労働者の労働災害、派遣先の安全衛生責任回避
第16回(8.24)	最低賃金引上げのために真剣な議論をするべき時だ
第17回(8.26)	BBC が世界に伝える日本の外国人労働者問題
第18回(8.27)	東京五輪は「命より金」でなく「金より命」を大切にすべきだ
第19回(8.29)	東京新聞 8.29 付＜働き方改革の死角＞を読んで
第20回(8.31)	「労働法のない世界」で働く医師たち

することが日課になりました。

労働関係のニュースは商業マスコミでは限られています。働き方をめぐって、どんなニュースがあるのか、どんな取り組みがあるのかを知るために、Twitter(ツイッター)を5月から再開して、アカウントを「@for.decent.work」にしました。ASUNETブログとの連携が目的のTwitterです。Twitterで、有用情報を発信する労働組合やユニオン、研究者などのfollower(フォロワー)になりました。最近では、実名で貴重な情報を発信する人が増えています(例えば、平野啓一郎、前川喜平、上西充子、本田由紀、河添誠、藤田孝典、田中萬年、稲葉剛をはじめ、多くの皆さん)。そのおかげで、マスコミではあまり注目を集めていないが、重要と思われる問題を掌握できるとなりました。

Twitterを始めたもう一つの大きな理由は、若い世代に向けて労働関連の情報を発信するための媒体

として活用できることです。2年前に大学を定年退職するまで、20歳前後の学生を教えていました。

「労働と法」という授業ですが、多くの学生たちは、お金がなく、アルバイトに追われているので、できるだけ身近なアルバイトに引き付けて労働法の話をしました。最近の若い人は、労働問題を考えたり、議論する機会がほとんどないことが授業アンケートなどを通じて分かりました。そして、新聞や本の購入の代わりに、スマホやPCでインターネットを通じて情報を入手していることも明らかに became しました。

7月の参議院選挙では、新聞やTVがまともな選挙報道をしませんでした。選挙で投票するのに必要な情報を提供しないので、選挙への関心や投票のための判断材料がありません。若い世代の投票率が低いのは、政権与党が政策論争を避け、それに付度するマスコミが報道をしないからだと思います。若い世

代、とくに学生が新聞や本を読まないのは、お金がないだけでなく、報道内容が政治への関心をもたせていないことにも原因があります。

とくに、象徴的であったのは、山本太郎氏が率いる「れいわ新選組」の活動です。TVや新聞ではほとんど取り上げられないのに、「Twitter」や動画(Youtube など)を活用して短期間に支持を広げ、予想を覆して多くの得票をしました。私は、丁度、始めたばかりでしたが、「Twitter」を通じて「れいわ新選組」の主張や活躍を知りました。そして、「れいわ新選組」が、これまで政治から遠かった若い世代や非正規雇用労働者からも熱烈的な支持を集める姿を知りました。

世界は急激に変わっています。労働・社会運動も、もはや古い紙媒体中心の活動だけでは、こうした若い世代に近づくことができません。従来の活動スタイルのままでは、間違いない運動は先細りします。10年

後には「団塊の世代」も動けなくなりますので、これまではどんなに意義のある大切な活動であっても、若い世代に引き継がれないまま消滅していくことは確実です。

社会に積極的に発信する開かれた活動へ

そこで、「注目ニュース」に関連したコメントを「Twitter」に投稿することになりました。140字以内という制限がありますが、長時間労働、過労死、最低賃金引き上げ、非正規雇用などに関するニュースを取り上げた政策、「働き方改革法施行」、「雇用によらない働き方拡大」、「副業拡大に伴う労基法改悪」などは、「スレッド」という「Twitter」の手法を使って、いくつかの「Twitter」を連携させることにしました。また、若い感覚で画像や動画を上手に活用する藤田孝典さんや、独自にグラフを

作成・貼付して説得力ある発信をされている雑誌BOOKO編集者・井上伸さんの一連の「Twitter」は大いに参考になりました。

そして、自己流に工夫を重ねながら発信していると、思いもしないことが起こりました。5月21日に投稿した「TwitterのRetweet(RT)が急増してスマホが一日中鳴り続けたのです。

この「Twitter」は、最賃引上げの声が高まる中で、中西宏明・経団連会長が「最賃引上げはもう限界」と記者会見しました。そこで、中西会長が役員を務める日立製作所の資料を調べると、年2億4千300万円の高額報酬を受けていることが分かりました。そこでそれを時給換算して「時給約12万円」と書きました。「時給1000円」にも達していない最賃との大きな差への違和感で多くの人が反応したのだと思います。中には、「12万円が時給なんです。私の一カ月の収入より多い！」



脇田滋
@for_decent_work

この間、経営トップは急上昇。中西会長も日立だけで年2.43億（≒時給12万円）。仏、英、スイスで最高賃金規制の動き。「最賃の30倍」に制限する「最高賃金法」も提案（韓国）。
「ここ何年か最低賃金を上げ続け、もう限界だという声も」経団連会長 | NHK政治マガジン

[Translate Tweet](#)



「ここ何年か最低賃金を上げ続け、もう限界だという声も」経団連会長 | 注目の発言集 | N...
政府内で議論されている最低賃金の引き上げについて、経団連の中西会長は「ここ何年か最低賃金を上げ続け、限界だという声もある」と指摘し、具体的な上げ幅については慎重な議...
nhk.or.jp

と書いてきた人もいました。

この「Tweet」には、588のRT (Retweet)があり、見た人が7万9千人を超えたことに驚きました。古い感覚では、7万9千枚ものビラ

を1人で撒くのは大変です。RT (Retweet)という仕組みによって短時間に広く伝播する「Twitter」の威力を実感しました。

ASUNETの活動を社会に広げる

この3月から、ASUNETの活動を「ブログ」から始めました。ブログは、ASUNETが対外的に開いた「窓口」だと思っています。ところが、ASUNET独自の実際の活動がブログには反映されていません。

例えば、ASUNETは、実際の労働者の闘いを支援しています。現在は、関西大学法人の違法解雇裁判と、ヤマハ英語講師ユニオン「雇用化」の取組みを支援しています。しかし、闘いの意義や経緯などがブログでは、どこにも書かれていません。折角の独自活動が外部には、紙媒体や他のサイトからしか伝わっていません。「若者労働相談」の活動も継続していますが、どのような相談があるのか、これも内外に伝わっていません。私は、ごく最近になってASUNETの共同代表になったからかもしれませんが、まだ、ASUNETの活動の全体が把握できてい

ません。ブログに、現在進行形で実際の活動が伝わるようになれば、内外にASUNETの存在が分かると思います。

韓国の市民団体が活発に活動しています。感心することが少なくありません。その一つが、ネットを上手に使った活動です。森岡孝二さんが親しくされていた朴元淳・ソウル市長は「参与連帯」という市民団体の事務局長として「落選運動」などユニークな活動をしました。「参与連帯」のホームページは、実際の活動を反映して多くの分野の情報や資料が豊富に蓄積し、現在進行形で活動を外部に伝えています。また、パンオルムという労働保健団体は、10年を超える長い粘り強い活動を通じて韓国最大のサムソン財閥を相手に、白血病を業務上の疾病と認めさせ、「謝罪」「補償」「再発予防」の3点で勝利的和解を勝ち取りました。このパンオルムは、5つの基本的活動原則

(SHARPs)を定め、その一つとして「広報(Public Relations)」を位置づけています。

○パンオルム(SHARPs)活動

1 連帯(Solidarity)ー半導体資本と相対して闘う人々との連帯、サムソン民主労組建設のための連帯、海外半導体産業の被害に対応する国際連帯

2 被害者支援・相談(Heal)ー半導体電子産業被害労働者相談と法的対応支援、産業災害認定闘争

3 実践(Action)ー労働権、健康権確保のための直接行動、政府と企業の産災隠蔽に対抗した行動、有害化学物質営業秘密乱用に対抗して知る権利確保のための運動

4 研究(Research)ー半導体労働者健康と人権に対する資料収集及び研究

5 広報(Public Relations)ー社会意識シュール化のための各種言論広報及び宣伝

ASUNETが、この「参与連帯」や「パンオリム」のような活動ができればと思います。そのためには、実際の活動と並行して、インターネットやSNSを最大限に活用して、若い世代に働きかけることが重要だと思います。

今年11月2日に行われる「東京働く者の権利」討論集会（東京地評主催）では、国公労連中央執行委員の井上伸さんが講師となつて、第3分科会「コミュニティ・オーガナイズング ワークショップ」が予定されています。労働組合も変わろうとしています。

6月のASUNET総会では財政や人的力量で厳しいことが報告されました。お金も人も足りません。古い活動スタイルのままでは、運動は縮小再生産になります。お金がかからず手間もかからないが、効果が大きいのはインターネットやSNSしかありません。ASUNETも、まずインターネットをうまく活

用できる能力を身につける必要があると思います。そのためには、若いメンバーの役割は大きいと思いますが、できるだけ多くのメンバーが能力開発の機会をもつことが必要だと思います。

現在のASUNETの対外的認知度や影響力を測る指標として、ブログへのアクセス数が一つの目安になると思います。この3月頃は、1日400アクセス程度でしたが、現在は、1日700アクセスに増えていきます。私は、将来的には1日1万アクセス、当面は1日1000アクセスを目標にしたいと思っています。しかし、現在のままでは難しいと思います。

外から見られていることは緊張感を生み、活動への良い刺激になります。そして、ASUNETの実際に取り組みや活動が活発になれば、その内容が蓄積して豊富なコンテンツになります。それらを時宜に応じて素早く、広報することができ

ば、ASUNETの姿が内外により明らかになります。こうして活動の好循環が生まれます。ASUNETが内外に開かれた活発な団体になり、若い世代に引き継がれていくこと、これが私の夢です。



脇田滋 代表理事

2019年2月23日「追悼するつどい」にて

森岡孝二先生追悼のつどい、盛大に開かれる

岩城 穰

1 昨年8月1日、働き方ASUNETの共同代表であった森岡孝二先生が急逝された。

当初はただ茫然と立ちすくんだ私たちだったが、同年9月3日、森岡先生と関わりのあった有志の人たちと追悼実行委員会を発足させ、①「追悼のつどい」の開催に向けた準備と②追悼記念誌の製作を開始した。

2 追悼のつどいは2月23日、「シテイプラザ大阪」で開かれた。第1部の追悼レセプションは、大阪過労死家族の会代表の小池江利さん、弁護士の水光亮宏さんの司会のもと、青木圭介さん（京都橘大学名誉教授）の心のこもった開会あいさつ、参加者全員による黙祷、森岡先生を振り返る20分間のビデオ上映に続いて、

毎日新聞新潟支局長の東海林智さんが感動的な記念講演をしてくださった。

続いて、森岡先生が関わってきた主な団体や、取り組みで共に活動した10人の方々によるパネルディスカッションを、私がコーディネーターとなって行った。

(1) 川人 博（過労死弁護士全国連絡会議幹事長）

(2) 寺西笑子（全国過労死を考える家族の会代表）

(3) 村山 誠（厚生労働省労働政策担当参事官）

(4) 黒田兼一（過労死防止学会代表幹事）

(5) 松丸 正（大阪過労死問題連絡会）

(6) 阪口徳雄（元株主オンブズマン事務局長）

(7) 中谷武雄（基礎経済科学研究所理事長）

(8) 大口耕吉郎（全大阪生活と健康を守る会連合会 会長）

(9) 川西玲子（NPO法人働き方ASUNET 副代表）

(10) 森岡真史（森岡先生のご子息で立命館大学国際関係学部教授）

これらの方々、森岡先生の描いた未来、私たちは何を引き継ぐかについて語ってくれた。お一人5分程度のご報告であったが、それだけに大変濃密で感動的なものだった。特に最後の、森岡先生のご子息でもある森岡真史さんの発言は大きな感動を呼んだ。

最後に、私が閉会あいさつをさせていただいた。

第1部の参加者は332人のぼった。全国からこれだけの人たちが集まり、森岡先生のこれまでの道のりと目指したものを共有し合えたことは、何よりも森岡先生への最大のはなむけになったと思う。また、森岡先生の奥様をはじめご家族、親戚の皆さんが多数参加してくださったことも、

私たちにとって嬉しいことであった。

3 続いて行われた第2部の追悼レセプションにも205人の参加があった。全国過労死家族の会代表の寺西笑子さんと私の司会のもと、滋賀大学名誉教授の成瀬龍夫さんが献杯あいさつ。歓談の後、①衆議院議員で「過労死防止を考える議員連盟」会長代行の泉健太さん、②連合労働局長の村上陽子さん、③全労連副議長の橋口紀塩さん、④全労協事務局長の中岡基明さん、⑤遠く韓国からお越しくださった韓国過労死予防センター理事長のイム・サンヒョクさん（通訳は呉民淑（オ・ミンスク）さん）、⑥兵庫過労死家族の会の西垣迪世さん、⑦NPO法人POSSE代表の今野晴貴さん、⑧MBSディレクターの奥田雅治さんが次々と心のこもったスピーチをしてくださった。

次に、森岡先生の娘婿で、全盲

の落語家である桂福点さんが「孝二おじいちゃんの思い出」と題して、紙芝居も使いながら楽しい落語を披露してくださった。

スピーチの後半では、①民法協会長の萬井隆令先生、②金沢大学名誉教授の伍賀一道先生、③関西大学の森岡ゼミ卒業生で高校教員の鳥羽厚史さん、④経済理論学会の八木紀一郎先生、最後に⑤和光大学教授の竹信三恵子先生が次々と登場した。

続いて、上出恭子弁護士のお頭で、参加者全員で「We shall overcome」を歌った。第2部最後に、龍谷大学名誉教授の脇田滋先生が閉会あいさつをしてくださった。

4 この日参加者に配布された追悼記念誌『森岡孝二の描いた未来 私たちは何を引き継ぐか』（全148ページ）は、合計116人に及ぶ方々の追悼文は、その一つひとつが森岡先生のあゆみ

とお人柄の記録となっている。記念誌の末尾には、森岡先生のご経歴、膨大な研究業績や著作、NPO法人働き方ASUNETのホームページに連載した348に及びエッセイのタイトル一覧、森岡先生の活動を紹介した新聞記事、思い出の写真などを、不十分ではあるがまとめることができた。この冊子は、残された私たちにとって、またこれから働き方や日本の企業社会のあり方を考えたいと思う人たちが森岡先生をひもとく上で、大きな資料的価値があると思う。

5 また、同じくこの日、森岡先生が構想していた新著『雇用身分社会の出現と労働時間 過労死を生む現代日本の病巣』が、桜井書店から発刊された。

森岡先生がパソコンに残していた原稿などのご提供をご遺族から受け、あとがきを森岡真史さんが書かれた、文字どおり森岡先

生の遺著となった。死してなお本を遺す。最後の最後まで森岡先生らしい締めくくり方だと思う。

6 森岡先生のご遺族からのご報告によれば、森岡先生が75歳の誕生日を迎えるはずであった3月23日、森岡先生の遺骨の一部を、森岡先生が愛してやまなかった小豆島の海に散骨したとのことである。森岡先生のご冥福をお祈りするとともに、先生の遺志を引き継いで、多くの方々と力を合わせて進んでいきたい。



2019年2月23日 「追悼するつどい」

ヤマハ英語講師ユニオンの活動にご注目ください！

清水亮宏

2018年12月、ヤマハミュージックジャパン（以下、「ヤマハ」）に所属する英語講師十数名が労働組合を結成しました。労働条件の改善を求めてヤマハと団体交渉中です。ぜひ、会員の皆様からの応援・支援をお願いいたします。

ヤマハは、いくつかの楽器店と契約し、音楽教室や英語教室の運営を委ねています。創設された英語教室のレッスンを担当する英語講師は、ヤマハと契約を締結しており、形式上の契約形態は委任契約となっています。

しかし、レッスンで使用する教材やレッスンのカリキュラムなどはヤマハから指定されており、教室の備品等も楽器店がヤマハから購入するものが多くありま

す。業務内容の定期報告を求められるほか、講師会議や研修への参加を実質的に強制されるなど、英語講師は従属的な立場にあります。講師の報酬は、英語教室のコース内容や指導経験年数等によって変動しますが、基本的には担当するレッスンに対応したものであり、労務との関係が高いものです。

加えて、ヤマハは、税務上、英語講師を給与所得者として扱っています。ヤマハの説明では、英語教室を始めた当初は英語講師を個人事業主として扱っていたが、税務署からの指摘を受けて給与所得者として扱うようになったとのこと。

このようなヤマハの英語講師の働き方の実態をみると、ヤマハ英語講師は労働者であるといえるでしょう。契約形態が委任契約となっているために、労基法等が（形式上）適用されない扱いを受

ける、社会保険に加入できないなどの問題が生じています。

加えて、①講師会議・研修などの業務に対する報酬が支払われない、②（講師の報酬が受講生徒数によって変動し）生徒数が1人のみの場合には報酬額が最低賃金を下回るような額となる、③土曜日や日曜日の出勤に対する手当がない、④レッスン時間前後の保護者対応や報告書の作成などの様々な業務に対する報酬が支払われていないなどの問題も生じています。

このような問題について疑問を抱いた講師の一人が、2018年4月に労働基準監督署に相談したところ「あなた方は労働者ではない」と門前払いされてしまいました。しかしその後、思いを同じくする英語講師が集まり、既存の労働組合や労働弁護士と繋がり、労働組合の意義や役割について学習会を行い、夜中にわたるま

で議論した末、労働組合を結成することができました。結成に当たっては、ASUNET代表理事の岩城穰弁護士、副代表理事の川西玲子さん、音楽ユニオン、大阪労連北河内地区協議会、総合サポートユニオンなど、様々な方の支援を受けることができました（私もサポートに加わりました。）。

組合結成後、ヤマハと団体交渉を続けています。組合結成がメディアで報道されたことを皮切りに、全国の英語講師から加入の依頼があり、組員数を増やしています。2019年8月には、組合員向けに、『職場を変える秘密のレシピ47』（2018年1月 日本労働弁護団）を活用した組合活動（対話の方法や戦略の立て方など）についての勉強会も開催しました。

交渉内容については、交渉中であるため、詳細をここで報告することはできませんが、成果を上げ

られた場合にはぜひ報告させていただきたいと考えております。現在、「雇用によらない働き方」が注目を集めています。実態が労働者であるにもかかわらず請負や委任と扱われる問題や、過重労働・低報酬の問題などが指摘されています。労働組合を通じた交渉は、これらの問題の解決手段として有効ですが、そのことが十分に社会に共有されていない状況にあります。今回のヤマハ英語講師の行動を通じて、労働組合を通じて働き方を改善の意義について社会的に発信していきたいと考えています。

この“働き方”おかしくない!?
～「雇用によらない働き方」を考える～

日時 10.30(水) 18:30～
(18:00開場)

会場 エルおおさか 6階606号室
(資料代500円・車代不要)

基調講演
北原一さん (元ASUNET代表理事)
「雇用によらない働き方の現状と課題」
現場からの実態報告・討論

関西大学不当解雇撤回裁判

原告 垣見 崇

昨年八月の突然の訃報に接した際の何とも言えない感覚が収まらない時期でしたが、つどいの実行委員会に参加したことから、つどいの運営スタッフとして関わりました。

関西大学名誉教授であるにも関わらず、関西大学を被告とした私の裁判の支援する会の筆頭呼びかけ人になつていただいた先生のご恩に少しでも報いたいと思い、つどいの準備にあたつてきました。つどいの準備と追悼文集の編集の期間から、年をまたいだ二月の開催が決まりましたが、あつという間に過ぎた気がします。

追悼文集の原稿が集まり、形になり、校正を進めていく中で、寄稿された方々のさまざまな思いや森岡先生の活動が多岐に渡っていること、その多岐に渡った活動の中で大

きな力となり、さまざまな方々の心に残っていることを知りました。学者としてだけでなく、社会運動家としての偉大さを追悼文から学ぶことになりました。

先生は、私の支援する会の筆頭呼びかけ人を引き受けてくださった直後に、旧知の関西大学の理事・教授から、垣見の支援はしないように、垣見は裁判で負ける、理事長から預かった資料を見せる、と言われたそうです。そして、その理事・教授の話を一通りお聞きになった後に、大学側が言う通りのことであつたとしても解雇はおかしい、ということをおつしやつたと聞きました。その際に名誉教授の称号剥奪の話もあつたそうです。その後、このことについて、先生が「人間は地位や立場で動くのではなく、正しいか間違っているかで判断するものなんだよ」とおつしやつたと聞きました。

つどいの当日、三百三十を超える方々が集い、思いを述べられました。

た。文集の内容と同じく、その内容は多様で濃いものでした。

その熱気を会場の後方から見ていて、私は「死せる孔明生ける仲達を走らす」ということばを連想しました。まさに森岡先生は亡くなったのちも社会矛盾という「敵」を「走らす」力を今も持つていらつしやるのではないか、と思います。

この裁判に勝ち抜き先生の墓前に報告できる日がくることを目指していきます。先生しばしお待ちください。



2019年2月23日 「追悼するつどい」

今年の「最賃」の特徴―格差拡大止めた地方審議

川西玲子

最低賃金引き上げは、パート、アルバイトに留まらず、すべての労働者の賃金に大きな影響を与えます。現在の最低賃金は最低賃金法に基づき、厚生労働省の中央最低賃金審議会が全国を4つのランクに分けて目安額を決定し、それを各地方審議会が検討し、地域ごとに決定していく仕組みになっています。

今年の中央の目安は全国加重平均額は901円で、17県が800円未満、加重平均を上回るのは7都府県にとどまる。東京などAランクが28円、京都、広島などBランクが27円、北海道、新潟などCランクと、青森、沖縄などDランクが26円となり、地域間格差は最高の東京1013円と最低の鹿児島787円で、目安

通りに改定されると、東京と鹿児島との年間1800時間では格差が40万円を超える水準となります。

地方審議会の奮闘

ところがこのような格差を広げる安倍政権の意向に「ノー」を突き付け、拡大し続けていた地域間の格差に歯止めをかけたのが地方最賃審議会の頑張りでした。

賃金格差は人口を流出させ、若者を減少させ、高齢化や過疎化による地方経済の疲弊に拍車をかけています。地方の幅広い運動が反映して19県の地方審議会が頑張り、中央の出した目安に1〜3円上積みして1円の格差縮小を実現しました。地域間格差が縮小するのは03年以来16年ぶりです。最下位に15県(青森、岩手、秋田、山形、鳥取、島根、愛媛、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)が790

円で並ぶのは過去最多です。鹿児島は単独最下位脱出のために3円を上積みし、東京の28円を超える29円増を答申しました。中央最低賃金審議会が出した目安のままで、地域間格差は224円から226円に2円拡大する予定でしたが地方の答申によって223円に縮小されました。

欧州では全国一律で1100円〜1400円が当たりまえ

日本の最低賃金は、先進国では考えられないほど低いうえに、こんな小さな国で地域ごとの賃金を決めること自体が世界から見れば異常です。

「社会的な賃金闘争」を強化するなかで、全国一律最低賃金制の確立、最低賃金額の大幅引き上げ、「直ちに1000円、そして1500円の実現」は当たり前の要求です。私たちはこの間最低生計費試算調査を全国で取り組むこと

で生計費に地域間格差が存在しないことを証明してきました。また、多くの地方で、最低賃金体験に取り組み、「友人が減った」「外に出られなくなった」「栄養が偏った」など、地域最低賃金では人間らしく暮らせないことを実証してきました。そして今、各地のとりくみで社会的にも賛同の声が広がっています。

日弁連を含む全国37の弁護士会は、「時給1000円では、生存権を保証する水準には達しない」「地域間格差の拡大が地域経済の疲弊を招いている」と警鐘を鳴らし、改善を求めています。また、全国で330を超える自治体が、最低賃金の抜本的な改善を求める意見書を決議しています。

先の参議院選挙では、市民連合が政策提言した「最低賃金の地域間格差の是正、時間額1500円」について、5野党が合意するとともに、ほとんどの政党が最低賃金

の抜本改善を公約に掲げるなど、最低賃金に対する社会的期待はかつてなく高まっています。私たちもその運動に積極的に加わって全国一律で大幅引き上げをさせていきましょう。



記念講演 東海林智様



開会あいさつ 青木圭介様



森岡真史様



2019年2月23日 「追悼するつどい」

経済政策としての大学改革

中野裕史（労働組合専従）

昨今の日韓対立をみながら、安倍政権の愚行ぶりがさらに目立つ今日この頃ですが、みなさまいかがお過ごしでしょうか。ところで、読者のみなさんは、ここ数年、大学を取り巻く情勢が大きく変化している事実をご存知でしょうか。大学は今、安倍政権から大きな「攻撃」を受けています。日本国憲法第23条には「学問の自由」に関する規定があり、これがいわゆる「大学の自治」の根本原理になっているわけですが、昨今の実情は安倍政権によつてこの「大学の自治」が強力に歪められています。

2019年1月28日に召集された第198回国会では、大学に関わる法案が提出されました。ひとつは、大学等における修学の支援に関する法律、もうひとつは

学校教育法等の一部を改正する法律です。学校教育法「等」の中には、私立学校法や国立大学法人法といった法律も含まれていますが、これらの法制定・改正の状況はほとんどメディアでも取り上げられず、人知れず粛々と法案が通つてしまいました。より問題なのは、こうした法制定・改正のレベルよりもっと低次の領域で、かなりドラスティックな制度改革が行われているということです。

最も大きなところで言えば、財政構造の改革です。例えば、私立大学には「私立大学等経常費補助」といつて、教職員や学生数、教育研究経費に関わつて定量的に支給される補助金があります。ここに手が付けられました。最近では、「教育の質に係る客観的指標」と称し、文科省が正しいと信じてやまない一定の基準を押し付けて改革を迫り、改革を拒む大

学の補助金を減額しています。また、定員充足率（各大学で決めている入学者数）を満たない大学への補助金もどんどん減らしています。都市部ならいざ知らず、地方の大学でやむを得ない事情から定員数を満たせない大学もありますが、そんなものはおかまいなしです。

また、大学の再編に関わるもので、大学が学部を譲渡することができる仕組みも作られています。大学の統合や、あるいは大学を統括している学校法人の統合は珍しくなくなってきましたが、この制度改革は、少し過激な表現を使うと、ある大学が学部を単独で他大学に売り飛ばす（金銭の授受が条件ではないので語弊があるかもしれませんが）ことができるというものです。それも、建物や土地だけでなく、学生と教員も移籍できてしまいます。一般企業のように、どこかの工場を他の会社へ売

った、というレベルのことが大学でもできる仕組みになつていきます。

大事なことは、こうした大学改革がアベノミクスの成長戦略の一環（生産性革命、人づくり革命など）として行われているということです。安倍政権は、こうした改革に従えない大学は撤退せよ（大学を閉校せよ）と明言しているほどです。教育機関が競争と淘汰に晒されることで良い「競争」に繋がるのならまだしも、おおよその結末は底辺に向かう「競争」です。慣れない資産運用で失敗したり、わけのわからないコンサルタントに内部を引っ掻き回されたり・・・という状況に陥り、学生の学ぶ権利や教職員の労働条件を侵害する事例も多数出ています。

大学をめぐる諸課題は、経済政策的な次元（例えば市場競争とかコスト削減など）からはひとまず

切り離し、教育の権利に付随するような「人格の完成」「潜在能力の醸成」「人間発達」といった次元から考えていかなければなりません。これは、大学のみならず、教育全般に関わることでありま

自己紹介

西川翔大

はじめまして。今年からNP O 法人働き方ASU—NETの事務局に就任しました、弁護士

の西川翔大（しょうた）と申します。

北大阪総合法律事務所

に在籍しています。

私は、身近なところで労働問題に遭遇し、労働問題はいつでも誰にでも起こりうるものであるということを実感しました。それがきっかけで、労働事件に興味を持

ち、労働事件に取り組む弁護士を目指すようになりました。

ASU-NETでは、最新の労働情勢について、研究者や労働組合・労働者の方々とも意見交換をすることで幅広い視野で考えることができるので、私も弁護士として一回りも二回りも成長できるチャンスを感じています。

まだまだ弁護士としての経験は少ないのですが、学生時代にサッカーで培ったフットワークの軽さを活かして、ASU-NETでも様々な活動に関わり、今の労働情勢や労働問題を学び、誰もが人間らしく働き、生きていける社会を目指して、事務局としての活動を一生懸命に取り組んでいきたいと思っています。

今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

価値観が変わる

兵庫県立大学客員研究員

松浦 章

筆者の長男は、農機具メーカーのK社に勤務し、4年前からオランダに赴任している。オランダを拠点に、月の半分はイタリア、フランス、ドイツや北欧に出張するという生活を送っているが、本人は海外勤務が性に合ったのか、日本に帰ってくる気はなさそうである。最初の1年間は単身赴任で、3年前に妻と子ども二人もオランダに移り住んだ。

妻は衛生陶器メーカー「社の総合職として大阪に勤務していた。T社には、配偶者が海外勤務する場合3年を限度に休職できるという制度があり、それを活用してオランダに転居したのである。T社では残業や出張も多く、長男がオランダに単身赴任中は、ほぼ毎日わが家に孫娘二人がや

ってきた。何せお互いのマンションが徒歩4分ほどの距離だったのである。

さて、会社規定である3年の期限が近づき、彼女は、帰国し職場復帰するかオランダで生活するかを選択を迫られることとなった。元々仕事が好きで、10年以上働いてきたキャリアを捨てることにも躊躇があったようである。しかし彼女が出した結論は、オランダで家族とともに生活するというものであった。何がその決断をもたらしたのか。彼女はこう言った。

「価値観が変わりました。」

オランダの人たちは日々の生活を大切に。家族とともに過ごす時間がなにより重要なのだ。日本のような長時間労働など考えられない。そのことを3年間の生活で体現した彼女は、悩みな

がらも退職を決断した。長男も同様である。確かに各国

に出張しなければならぬという点では、語学の習得も含め苦労があるであろう。しかし、オランダにいる時は定時で帰宅する。有給休暇は完全に取得し、子どもたちとともに各国を旅行もする。日本のK社ではこうはいかない。

いま彼女は、地域のミニコミ誌の編集に携わるなどボランティア活動もしながら地域にとけこもうとしている。彼女の決断に拍手を贈りたい。

ちなみに、2018年度の国民一人あたりGDPであるが、長時間労働のないオランダは13位と日本の26位を大きく上回っている(名目GDP、USドル換算)。

(『日本経済の長期停滞をどう見るか』桜井書店、2019年9月刊、より転載)

働き方の明日はどっちだ！？
 ともに挑む、ユニオン
 労働相談の現場から【十四】

北出 茂

団交file 1 有給休暇は年2日で会社が勝手に指定します！残業代も払いません！

― たたかって、勝ち取る。

正しいはたらき方と権利―
 今回は、衣服・靴販売店での事案です。この会社では、有給休暇が年2日しかなく、残業代も支払われないという労基法違反の運用がされていました。

相談に至る経緯

Sさんは、衣服や靴を販売する会社の店舗で働いてきました。ところが、Sさんが働いていた会社では、1日12時間という長時間労働であつたうえに、休憩時間も30分しかなく、残業代がまともに支払われていませんでした。

～有給休暇は年2日で会社が勝手に指定します！

残業代も払いません！～

<事 例>

- 【当 事 者】 Sさん。20代女性
 【職 業】 衣服・靴販売店・社員
 【相談内容】 有給休暇の違法な運用、残業代未払い
 【交渉相手】 社長・会社側人事部
 【結 果】 勝利和解

交渉の経過

(1) 本人交渉I

Sさんは、連日21時まで働いており、毎日ヘトヘトに疲れていました。そのため、「まともな働き方ができる会社に転職したい」と思っていました。そこで、私たちは「有給休暇を使って転職活動をするばよい」とアドバイスしました。

Sさんが会社に有給休暇の取得を申し入れたところ、社長から「呼び出し」を受けました。そこで、私たちのアドバイスを踏まえて、社長との面談に挑みました。

〈有給休暇の取得について〉
 長との対話I

S: 有給休暇を取得したいのですが。

社長: 月ごとの有給消化したら

ええやん。指定月に有給取ってく
れってあるでしょ。それ取ってな
いんか。だからこれや。(社長が
「休日規定」の用紙を持ってく
る。)

S…辞められる時にまとめて取る
とかはないんですか。辞める時は
皆さん有給(休暇)とかはどうさ
れてるんですか?

社長…辞める時にまとめてとるっ
て、そんなないで。1年に2日し
かないで。この月(2月、8月の
こと)に1日ずつ取るねん。好き
な時に。今までどうしてんねん。
S…今まではわからないです。も
う一年に2日ってことですか。勝
手に取ってる—

社長…去年の8月、今年の2月、
休んでるやろ。取ってるぞ。
調べてみ、すぐわかるぞ。

有給はそういうふうにして取
って欲しいって言うてるから。も
う残りは1日もないと思うけど。
S…もう(有給は)1年に2回だ

け、2日だけってことですか。一
年に!!

社長…そうや。そういう規定や。

(2) 本人交渉Ⅱ

S…さんは結果報告も兼ねて、再
び相談にやってきてくれました。
今回は「社内規定」や「給与明細」
などの各種資料も持参してきて
くれました。

労働条件を精査してみると、S
さんは、連日21時以降まで働い
ていました。にも関わらず、残業
代は月2万円しか支払われてい
ませんでした。そこで、2年分の
超勤手当差額分の請求のアドバ
イスをしました。

S…さんは、「団体交渉とかした
ことがないので不安です」「あん
まり大袈裟にしたくないので」
「なるべく自分で交渉してみま
す」とのことでした。

S…さんは、会社に超過手当差額
分の支給を申し入れました。

〈超過手当差額分の支給について 社長との対話Ⅱ〉

S…専門家にきいたところ、私の
場合は1年間に14日は有給休
暇を取得できるそうです。

社長…なんや、専門家で?

S…あと、超過勤務手当が月2万
円しか支払われないのはおかし
いので、差額分を請求したいの
です。

社長…なんや、こんな紙切れ持っ
てこられてもなあ。だいたい、中
小企業の社長が、全部の法律を知
ってるわけあらへんがなあ。一人だ
けにわがまま言われてもなあ。

S…わがまま…ですか?

(3) 団体交渉

S…さんは、さすがに呆れて、「も
う、たたかうしかありませんね」
と決意するに至りました。そこ
で、団体交渉をすることにしまし
た。会社側は人事部も出席してき
ました。

超勤手当差額分の請求

株式会社〇〇代表取締役社長 〇〇殿

〇〇年〇〇月〇〇日

残業代について、以下の差額分を請求いたします。

●●年●●月～●●年●●月までの時間外手数料未払い分

¥〇〇〇, 〇〇〇

今月分の給料と合わせて、以下の口座に振り込みください。

(口座番号・・・略)

<計算式>

時間外労働 時給換算額 ¥〇, 〇〇〇

出勤日数 〇〇〇日

¥〇〇〇, 〇〇〇 (本来支払われるべき時間外手数料合計)

－ ¥〇〇〇, 〇〇〇 (月2万の超過手当合計)

¥〇〇〇, 〇〇〇

〈有給休暇について〉

組合…貴社では、有給休暇は年に2日間しかなく、会社が指定した閑散月である2月と8月に1日ずつの使用が認められるという運用がされているようですが、これは労基法違反です。

会社…労基法の条文通りの運用をさせていただきます。

〈1日9時間労働が「定時」とされている点について〉

組合…労基法では1日8時間労働が原則ですが、貴社の規定では「9時から19時までが勤務時間」となっています。1時間休憩があつたとしても、9時間労働となっているのはなぜですか。

会社…店が開いている時間が朝9時から夜19時までですから、営業時間に合わせています。

組合…労基法の原則には反しますよね。

〈昼に30分しか休憩時間がない点について〉

組合…労基法では1時間の休憩が必要とされているにもかかわらず、昼に30分しか休めないのはなぜですか。当事者は、店舗では「昼は30分以上の休憩を取るな」と指導されていました。

会社…1時間休んでもらって構いませんが、店舗でどのような指導が行われているかは知りません。

組合…Sさんが働いている店舗では、曜日によっては、店に2人しか従業員がいません。これでは、実際問題、昼休みをとれないですね。

〈開店前の準備時間、開店後の経理作業時間の取扱いについて〉

組合…貴社では、朝、制服に着替えたり、棚出しなどの店を開店前の準備時間と、夜、閉店後の経理

などの作業をする時間はどのように扱われているのですか？

会社…店が開いているのは9時から19時ですよ。その時間が労働時間でしょう。それ以外の時間は準備時間であって、労働時間ではないのではないですか。

組合…いや、その見解は、日本の法律にも判例にも反しますよ。

準備時間や作業時間も労働時間に含まれるというのが最高裁判所の判例です。

貴社では、その時間を労働時間に参入しない取り扱いのようですが、これは違法です。

常識的に考えても、店の開店時間前に準備をしておかないと、店を開店できないですよ。閉店後の経理作業や片付け作業にも1時間30分くらいはかかるようですよ。この時間も当然労働に含まれます。

労基法24条は「賃金は、通貨

	出勤時刻	お店の 開店時刻	お店の 閉店時刻	閉店後の帳簿 処理や会計処 理による退勤 時刻	実労働時間	<参考> 休憩時間
S さん	8:30	9:00	19:00	21:00	およそ12 時間	30分程度

で、直接労働者に全額を支払わなければならない」と規定しています（賃金全額払いの原則）。

指揮命令下におかれた時間の切り捨てや、賃金や割増賃金の不払いが生じている場合は労基法違反になります。労働時間は1分単位で把握する必要があります。勤務時間や残業時間の切り捨ては、違法です。

正当な賃金が支払われるため、労働時間を正確に把握するのは使用者の責務です。

〈未払い残業代・深夜割増し賃金について〉

組合…1日8時間の法定労働時間を超える勤務時間について、通常の時給のみしか支払わず、22時以降の深夜割増賃金について支払わないことは、労働基準法違反、最低賃金法違反となります（労基法37条4項、最低賃金法参照）。

よって、未払い賃金の支払いを請求させて頂きます。

会社…はい、それは分かりました。残業代の計算根拠も見せて頂いて・・・

組合…こちら、資料を提出させて頂きます。

会社…・・・。持ち帰って検討します。

この事例を通じて

本件の特徴は、会社がまったく労基法を遵守していないところです。

とりわけ、「社内規定」自体が労基法に違反している点が特徴的といえます。

そんな中、Sさんは懸命に会社のために働いてきましたが、あまりに酷なシフトの決められ方や労働時間の切り捨てになどを目のあたりにして、様々な点で疑問を持つに至りました。

Sさんは当初は「なるべく自分で」したいとのことで社長との個

別交渉に挑みました。要求こそ勝ち取れなかったものの、ここでは団体交渉では決して言わないであろう、この社長の「ホンネ」が聞き出せていて、興味深いものがありました。

団体交渉の結果、Sさんは無事に有給休暇を取得することができ、未払い賃金も支払われることになりました。

正しいはたらき方と権利は、たたかわなければ勝ち取れないようになってきています。

困ったときは、ご相談ください。

森岡孝二の描いた未来

私たちは何を引き継ぐか



森岡孝二先生追悼記念誌

「森岡孝二先生追悼記念誌」

労働相談ダイヤル（わかもの労働相談）

NPO 法人「働き方 ASU - NET」では、わかもの労働相談を実施し、随時、メール、電話、FAX での労働相談を受け付けています。

とおりわけ、土曜日の労働相談会は、地域労組おおさか青年部、地域労組「未来」、NPO 法人「働き方 ASU - NET」、過労死防止大阪センター、以上の 4 団体の共催で行われております。

そのため、電話や面談でのアドバイスはもちろんのこと、個人加盟ユニオンへ加入していただいて団体交渉をする方法や、弁護士を紹介したりする方法など、多様な解決策のアドバイスが可能となっています。

現在、平日はメールやフォーマットでの相談の概略をお伺いいたします。そのうえで、土曜日を集中相談日にあて、（折り返しを含めた）電話相談・面談による労働相談を受け付けるスタイルを取っております。面談相談は、なるべく予約をお願いします。法律の知識があり、相談員養成講座、メンタルヘルス講座を受講終了している専門の相談員が対応をいたします。お気軽にご相談ください。

<土曜労働相談>

【電話相談】 毎週土曜日 10：30 ～ 13：00 **TEL 06-6533-2303**

【面談相談】 毎週土曜日 14：00～ 16：30 要予約

活動強化基金へのご協力をお願い

ご寄付は、AUS-NET の活動を支えるために活用させていただきます。よろしくお願いいたします。

◇郵便振込 [口座記号番号] 00970-2-202457
[加入者名] トクヒ) ハタラキカタアスネット

◇銀行振込 [振込口座] 近畿労働金庫 梅田支店
[口座番号] 8690479
[振込先名義] ハタラキカタアスネット

■心に移りゆくよしなしごと【十四】

～二〇一九秋～ 健康法師

ねえ、こうちゃん ～マウント～

ねえ、こうちゃん。

誰かにマウントをしなきゃ 自分を保てないようなくだらない人間のこと キミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

誰かにマウントをされながら、僕が活動をつづけてきたことをキミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

明日があることを 当たり前と思うような傲慢な人間のこと キミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

魂が、肉体から離れてしまったから、キミに直接は聞けやしない。

だけど、僕はまだ 信じている

ココロないキミにいつまでも問

いかけているのは

キミの声が誰よりもあたたかかったからさ

ねえ、こうちゃん ～動き方？

ねえ、こうちゃん。

ブラック企業問題を告発し続けてきたけれど、

まだ、こんな未来にしかつながつていないこと キミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

過労死防止法をつくるころに見てた

あの夢の続きが、こんな未来でしかないことを キミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

ロスゼネ世代が、暗かった入口から、ずっとトンネルの中でいまだ出口が見えないことをキミはどう思う？

ねえ、こうちゃん。

小豆島に行く船の中で、出されたクイズに、正解できなかったのは僕さ。

ああ 僕はまた 思い出している

明日のない暗い未来の下、キミの手が僕よりもふるえていた気がしたのは、本気で怒っていたからなんだね。

ねえ、こうちゃん ～夢の続き？

ねえこうちゃん、運動に権威や権力を持ち込もうとするく

だらない人間のこと キミはどう思う？

ねえこうちゃん、 そんなやつらを笑い飛ばさなきゃ 自分を保てないようなくだらない僕たちのこと キミはどう思う？

ああ 僕はまだ 期待している
ボロボロでもう見る影もないけれど

キミがいたこの故郷をあきらめたくはないんだよ

だけど、僕はまだ 信じている

あの夢の続きを

もうすこしだけ、いろんな景色に問いかけてから
キミに会いに行くよ

2019年2月23日 「追悼するつどい」 第2部 レセプション



献杯あいさつ 成瀬龍夫様



桂福点様



We shall overcome
岩城穰代表理事と上出恭子様

働き方 ASU-NET 第30回つどいご案内

この“働き方”“おかしくない!? ～「雇用によらない働き方」を考える～

「普通の仕事と思って働いたが、残業代や労災保険もないと知って驚いた」業務委託や請負など、雇用でない形式の働き方が増えています。中には代理店や子会社の社長にされる例も。実態は一般の労働者と変わりがないのに、多くの場合、仕事が不安定、低い収入で、法の保護がない過酷な働き方です。しかし、政府は、ネットを通じて働くフリーランスなどを「雇用によらない働き方」として積極的に拡大しようとしています。

北健一さんの講演後、様々な現場の当事者からの報告もあります。当事者はもちろん、組合など相談に乗る立場のみなさん、メディアその他ご関心をお持ちのみなさん、「雇用によらない働き方」を大阪で考える格好の機会です。

是非ご出席ください。

日時：10月30日(水) 午後6時30分～（午後6時開場）

場所：エルおおさか 6階606号室

資料代 500円

※申し込みは不要です

◇基調講演北健一さん（出版労連書記次長）

「雇用によらない働き方の現状と課題」

◇現場からの実態報告・討論

主催

NPO 法人働き方 ASU-NET

TEL：06-6809-4926

MAIL：info@hatarakikata.net

URL：http://hatarakikata.net/



◇新刊紹介

森岡孝二・大阪過労死問題連絡会 編

『過労死110番 一働かせ方を問い続けて30年―』

岩波ブックレット、岩波書店、2019年10月4日発売

◇雑誌記事紹介

〈特集〉24時間社会と「夜休む権利」コンビニを中心に

―第5回過労死防止学会第6分科会の報告と討論から

『労働法律旬報』2019年7月号

◇集会情報

- ・なくそう！官製ワーキングプア 大阪集会 Vol.7

2019年10月14日(月・休) 10:00～16:40 参加費 500円

エルおおさか南館 10階

- ・日韓「働き方改革」フォーラム

2019年12月14日(土) 9:30～18:00

龍谷大学 和顔(わげん)館 B201 ※要事前申し込み

□編集後記

季刊誌14号をおくります。季刊誌と名うちながら、昨年10月の13号から1年ぶりの発行となりました。この号の巻頭に、新たに代表理事に就任していただいた脇田滋様に、この間の活動を書いていただきました。働き方ASUNETのホームページに、森岡先生から引き継いで「連続エッセイ」を書いていただいています。また、情報発信の場としてのこれまでの不十分さを的確に指摘していただき、応えたいと思っています。いまなお「働き方」「働かせ方」での問題は山積しています。ご指摘を道しるべとして、今後の活動に励みたいと思っています。

10月30日に「つどい」を開催します。皆様のご参加をお待ちしています。

10月4日に森岡先生の上記の本が出ます。『森岡孝二先生追悼記念誌』は残部があり、頒布(1冊千円)しています。ご希望の方は連絡ください。事務所を3月20日閉鎖し、住所が変更となっています。(記：高田好章)

季刊誌ASUNET No.14 2019年10月発行

編集・発行 NPO法人働き方ASU-NET

〒530-0047 大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル7階
いわき総合法律事務所 気付

TEL:06-6809-4926

MAIL:info@hatarakikata.net URL:http://hatarakikata.net/

発行責任者 脇田滋・岩城穰

編集事務局 柏原英人 編集 高田好章